

第3期群馬県特別支援教育推進計画 【概要版】

障害のあるなしにかかわらず
誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う
共生社会の実現に向けて



群馬県における特別支援教育の理念

- 特別支援教育を、障害のある幼児児童生徒に限らず、学習上、生活上に困難を抱える全ての幼児児童生徒を対象に、県内全ての学校園^{注1}で、一人一人の多様性を尊重し、その可能性を最大限に伸ばす教育としてとらえます。
- この考え方に基づいて特別支援教育を推進することは、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、全ての幼児児童生徒の教育の充実につながっていくものと考えます。

注1)学校園は、幼稚園、認定こども園、保育所、小学校・中学校（義務教育学校含む。）、高等学校（中等教育学校含む。）、特別支援学校をまとめて示す際の標記。

基本目標

- インクルーシブ教育システムの構築を目指し、障害のある幼児児童生徒に対し、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導・支援を提供できる多様な学びの場の充実に努めます。
- また、障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒が共に学ぶことを積極的に推進し、一人一人の多様性を尊重し、その可能性を最大限に伸ばす教育を実践します。

第3期群馬県特別支援教育推進計画の本文等は県のWebサイトからダウンロードできます。

【第3期群馬県特別支援教育推進計画のページ】

<https://www.pref.gunma.jp/page/191208.html>



QRコード

令和5年3月
群馬県教育委員会

第3期 群馬県特別支援教育推進計画（基本施策と施策の柱）

基本施策Ⅰ 一人一人の教育的ニーズに応える指導・支援の充実

施策の柱Ⅰ 全ての学校園における個別の指導計画等を活用した指導・支援の充実

取組Ⅰ 特別な支援を必要とする幼児児童生徒への個別の指導計画を活用した指導・支援の充実

- ・個別の教育支援計画及び個別の指導計画作成の推進
- ・個別の教育支援計画及び個別の指導計画の活用

取組Ⅱ 個別の教育支援計画等を活用した「円滑な学びの場の接続」の推進

- ・個別の教育支援計画等を活用した学びのデータの引継ぎ及び連携の充実

施策の柱Ⅱ 就学前からの特別支援教育の推進

取組Ⅲ 幼稚園等^{注2}における特別な支援を必要とする幼児への支援の充実

- ・障害等に配慮した指導・支援の充実

取組Ⅳ 関係機関との連携による早期からの相談・支援の充実

- ・発達障害等を含む障害のある幼児の保護者への相談の充実
- ・小学校等^{注3}や特別支援学校との連携の充実

施策の柱Ⅲ 小中学校等における特別支援教育の充実

取組Ⅴ 通常の学級における特別な支援を必要とする児童生徒への指導・支援の充実

- ・全ての児童生徒が共に活躍できる特別支援教育の視点を取り入れた授業づくりの推進
- ・障害等に配慮した指導・支援の充実
- ・共に学び共に育つ学級経営の推進 等



取組Ⅵ 「通級による指導」における指導・支援の充実

- ・「自立活動」の指導の充実
- ・通級指導教室の機能強化・効率的な運営のための体制整備の推進
- ・小学校・中学校・高等学校等^{注4}における通級による指導の連携の推進 等

取組Ⅶ 特別支援学級における指導・支援の充実

- ・特別支援学級における適切な教育課程の編成・実施
- ・指導の充実と専門性の向上
- ・キャリア教育の推進及び適切な進路選択の実現に向けた進路指導の充実 等

施策の柱Ⅳ 高等学校等における特別支援教育の充実

取組Ⅷ 特別な支援を必要とする生徒への指導・支援の充実

- ・障害に配慮した指導・支援の充実
- ・キャリア教育の推進及び適切な進路選択の実現に向けた進路指導の充実

取組Ⅸ 「通級による指導」における指導・支援の充実

- ・「自立活動」の指導の充実
- ・通級指導教室の機能強化・効率的な運営のための体制整備の推進
- ・中学校の通級指導教室設置に向けた連携の推進 等

施策の柱Ⅴ 特別支援学校における教育の充実

取組Ⅹ 社会に開かれた教育課程の実現

- ・「準ずる教育課程」の教育内容・指導方法の充実
- ・「知的障害の教育課程」の教育内容・指導方法の充実
- ・「自立活動を主とする教育課程」の教育内容・指導方法の充実 等

取組Ⅺ 障害の種類や状態等に応じた指導・支援の充実

- ・各障害種別（視・聴・知・肢・病）の特別支援学校における取組の充実
- ・個別の指導計画を活用した授業の充実
- ・キャリア教育の推進及び適切な進路選択の実現に向けた進路指導の充実 等

基本施策Ⅱ 社会状況の変化に対応する特別支援教育の推進

施策の柱Ⅵ 少子化、多様化する社会を見据えた特別支援学校の特色ある学校づくりの推進

取組Ⅻ 少子化、多様なニーズに応える特色ある教育活動の推進

- ・視覚障害や聴覚障害のある乳幼児への早期からの適切な相談・支援の充実
- ・複数の障害種に対応（総合化を含む）した特別支援学校に関する研究の推進
- ・地域の特別支援教育を推進するためのセンター的機能の充実・強化 等

取組Ⅼ 地域や関係機関等との協働による学校運営支援体制の推進

- ・コミュニティ・スクール導入の推進
- ・地域の人材・企業・施設等と連携・協力した特色ある取組の推進

取組Ⅽ 県立特別支援学校の適切な規模・配置及び施設整備

- ・特別支援学校の適正な規模と配置
- ・市立特別支援学校の県立移管

取組Ⅾ 生徒の減少と高等学校段階の障害のある生徒の進路の多様化を踏まえた特別支援学校と高等学校等の学びの相互連携の推進

- ・特別支援学校と高等学校等^{注5}の学びの相互連携についての研究の推進
- ・特別支援学校のノウハウを活かした高等学校等における特別な支援が必要な生徒の就労支援の推進

施策の柱Ⅶ 県立特別支援学校における教育環境のデジタル化の推進

取組Ⅿ ICTを活用した指導・支援の充実

- ・ICTを活用した個別最適な指導・支援の充実
- ・将来への自立と社会参加を見据えた情報教育の充実

取組ⅰ デジタル化による校務の効率化の推進

- ・統合型校務支援システムの導入等デジタル化による業務の効率化の推進

施策の柱Ⅷ 自立して主体的に生きるための力を育む教育の充実

取組ⅱ 障害のある幼児児童生徒の健全育成の推進

- ・障害のある幼児児童生徒の生徒指導の充実
- ・将来の自立や社会参加を見据えた主権者教育・消費者教育の充実

取組ⅱ 障害のある幼児児童生徒の健康・安全教育の推進

- ・障害のある幼児児童生徒の健康教育の充実
- ・障害のある幼児児童生徒を守る安全教育・安全管理の充実

施策の柱Ⅸ 地域社会に参加する意欲と豊かな心を育むキャリア教育、交流及び共同学習、生涯学習へ向けた取組の推進

取組ⅲ 地域における将来の自立と社会参加に向けたキャリア教育の充実

- ・障害のある児童生徒の将来の自立と社会参加を目指すキャリア教育の充実

取組ⅲ 互いに豊かな心を育み、多様性への理解を図る交流及び共同学習の推進

- ・交流及び共同学習の充実
- ・特別支援学校幼児児童生徒の副次的な籍の導入を含む研究の推進



取組ⅲ 障害のある幼児児童生徒の生涯学習への意欲を高める教育の充実

- ・文化・芸術への意欲を高める教育の充実
- ・障害者スポーツへの意欲を高める教育の充実
- ・eスポーツへの理解や関心を高める教育の推進 等

基本施策Ⅲ 特別支援教育を推進する支援体制の整備

施策の柱Ⅹ 関係機関、専門家等との連携強化による切れ目ない支援体制の充実

取組ⅳ 医療、福祉、保健、労働等の関係機関との切れ目ない連携による相談・支援体制の充実

- ・就学前からの関係機関との連携による相談・支援体制の充実
- ・障害のある幼児児童生徒の就学先決定に係る教育支援の充実
- ・学校教育卒業後の社会自立・生活自立に向けた円滑な移行のための支援の充実 等

取組ⅳ 早期からの専門家を活用した相談・支援体制の充実

- ・「相談支援ファイル」や「個別の教育支援計画」を活用した専門家による早期からの支援の充実
- ・障害のある幼児児童生徒を養育する保護者への相談・支援の充実

取組ⅳ 幼小中高校^{注6}への専門家による支援体制の充実

- ・特別支援学校のセンター的機能の活用による校園内支援体制の充実
- ・個別の教育支援計画を活用した専門家との連携による適切な支援の推進

取組ⅳ 特別支援学校への専門家による支援体制の充実

- ・専門家を活用した自立活動の指導の充実
- ・看護師と教員の協働による安全・適正な医療的ケア実施体制の充実
- ・強度行動障害の状態にある児童生徒への理解と適切な指導・支援の充実 等

取組ⅳ 学校園における円滑な学びの場の接続の推進

- ・個別の教育支援計画を活用した学びの場の連携の推進
- ・特別支援学校における高等部入学者選抜の見直し

施策の柱Ⅺ 専門性の高い人材の確保と育成

取組ⅳ 質の高い人材の確保と育成

- ・大学等の教員養成機関と連携した質の高い人材の育成
- ・特別支援教育推進のための教員採用等の在り方に関する研究の推進
- ・特別支援学校教諭免許状取得率の向上 等

取組ⅳ 専門性向上に向けた研修の充実

- ・特別支援学校・特別支援学級・通級による指導を担当する教員の専門性向上に向けた研修の充実
- ・学校的管理職を対象とした特別支援教育の視点を取り入れた学校運営への理解や指導等に関する研修の充実

基本施策Ⅳ 特別支援教育への理解促進

施策の柱Ⅻ 共生社会の実現に向けた特別支援教育への理解促進

取組ⅳ 障害のある幼児児童生徒の将来の自立と社会参加への理解の促進

- ・障害のある幼児児童生徒の将来の自立と社会参加に係る県民の理解の促進
- ・企業、労働関係機関等への理解の促進
- ・特別支援学校等の教育活動等の積極的な発信 等

取組ⅳ 障害者差別解消法や群馬県手話言語条例を踏まえた取組の充実

- ・合理的配慮の提供に関する理解と適切な対応
- ・乳幼児期からの手話の教育環境の充実
- ・ろう児等及び保護者への手話に関する学習機会の提供及び相談・支援の充実 等

注2)幼稚園、認定こども園、保育所のこと 注3)義務教育学校含む 注4)義務教育学校、中等教育学校含む 注5)高等学校・中等教育学校のこと

注6)幼稚園、認定こども園、保育所、小学校・中学校(義務教育学校含む。)、高等学校(中等教育学校含む。)、特別支援学校のこと

計画策定の趣旨

本計画は、第2期群馬県特別支援教育推進計画の基本的な考え方を継承しつつ、社会状況等の更なる変化や新たな課題に適切に対応するため、全県的な視点から、総合的に特別支援教育を展開し、これからの特別支援教育の推進に係る方向性と具体的な取組について示す基本的な計画として策定します。なお、本計画は「新・群馬県総合計画」（令和3年1月）、「第3期群馬県教育振興基本計画」（平成31年3月）、「第2期群馬県教育大綱」（令和3年3月）を踏まえて策定します。

計画の期間

令和5年度を初年度に、令和9年度末までの5年間とします。なお、社会状況等の変化や国の施策の動向等を踏まえ、必要に応じて見直すこととします。

教育委員会・学校の役割

群馬県教育委員会

本計画に基づいた全ての学校園における特別支援教育の更なる充実

- 特別支援教育を推進するための体制整備
- 特別支援教育に関する社会全体の理解促進

市町村教育委員会

群馬県教育委員会と連携の下、各市町村における特別支援教育の充実・発展

- 障害のある幼児児童生徒に対する適切な合理的配慮の提供及び指導と教育環境の充実
- 各学校園における障害のある幼児児童生徒への適切な指導体制の確立と指導内容・指導方法の充実
- 特別支援学級及び通級指導教室に対する積極的な支援
- 就学相談等の機能強化や保護者等への理解・啓発の更なる推進
- 保護者や地域の人々への特別支援教育の理解・啓発

第3期群馬県特別支援教育推進計画 (概要版)

令和5年3月発行

群馬県教育委員会事務局特別支援教育課

〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号

電話：027-226-4656 FAX：027-243-3211

E-mail: kitokubetsu@pref.gunma.lg.jp

幼稚園等、小学校、中学校、高等学校等

障害に応じた適切な指導・支援の更なる充実

- 各学校園における個々の幼児児童生徒への適切な合理的配慮の提供及び指導・支援の充実
- 特別支援学校や特別支援学級との交流及び共同学習の充実
- 保護者や地域の人々への特別支援教育の理解・啓発

特別支援学校

障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加の実現

- 校長のリーダーシップの下、全ての教員が高い専門性を発揮できる指導体制の構築
- 特別支援学校高等部（高等特別支援学校を含む。）における職業教育の一層の充実

地域における特別支援教育のセンター的機能の発揮

- 市町村教育委員会等と連携した地域の各学校園への支援

障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒が共に学ぶ機会の積極的な創出

- 小・中学校等、高等学校等との間での交流及び共同学習の充実

